平成２２年（フ）第１８号
香川県高松市牟礼町牟礼221番地２
債務者　髙尾　真弓
１　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８号
福岡県みやま市瀬高町小川1420番地１
債務者　石橋　　洋
１　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第８２７０号
大阪府東大阪市今米１丁目９番16―102号
債務者　原西　素直
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０６８号
大阪市北区樋之口町１番４―305号
債務者　加藤　和美
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４４０号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目６番10号
債務者　牧野　正義
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４５号
大阪府守口市大久保町３丁目22番２号
債務者　浜田　　博
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２１号
大阪市平野区瓜破西１丁目３番35―704号
債務者　浅田　聡司
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９３号
大阪府枚方市牧野北町８番８―108号
債務者　岡田　仁美（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１１号
大阪府東大阪市島之内２丁目13番８号　ラマデグリシーナ307号
債務者　道正　信夫（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２９号
大阪府東大阪市中石切町２丁目12番24号
債務者　山本　君代（旧姓大坪）
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７２号
大阪市住之江区粉浜西１丁目１番22―201号
債務者　福井　　薫
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０７号
大阪府大東市氷野２丁目11番12号　メゾン甚平３Ａ
債務者　宮崎　　鈴
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１８号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目21番18号　エクセルコート帝塚山302号
債務者　川上設備工業こと　川上　直之
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１９号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目21番18号　エクセルコート帝塚山302号
債務者　川上　暢子
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３５号
大阪府八尾市南久宝寺１丁目60番地の３　チュリス久宝寺107号
債務者　加藤　紀子
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１４号
大阪市住吉区帝塚山東５丁目12番16―304号
債務者　山﨑智恵子
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６８号
大阪府豊中市永楽荘１丁目１番64号
債務者　平田真奈美（旧姓米澤）
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６９号
大阪府箕面市白島１丁目２番１―403号
債務者　小林　　幸
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部